

## 保佐人の仕事について

保佐人は、被保佐人（保佐開始の審判を受けた人、以下「本人」とします。）の意思を尊重して、その判断能力を補い、本人の身の上や財産に関する契約等の法律行為を助け、また審判で定められた範囲の法律行為で、本人が不十分な判断に基づいて行った行為を取り消すなどして、本人を保護し、その権利や利益を守る人です。

### 保佐人の主な仕事

1 民法13条1項に定める次の行為の**同意権、取消権**を行使します。

- (1) 貸した家やお金などを返してもらったり（預金の払戻しも含みます。）、それらを他人に貸したり預けたりすること
- (2) お金を借りたり、他人の保証人になること
- (3) 家や高価な財産を売ったり、貸したり、担保をつけたりすること
- (4) 訴訟を起こしたり、訴訟を取り下げたりすること
- (5) 贈与、和解をしたり、仲裁契約をすること
- (6) 相続を承認、放棄したり、遺産分割をすること
- (7) 贈与や遺贈を断ったり、負担付きの贈与や遺贈を受けたりすること
- (8) 新築、改築、増築、大修繕の契約をすること
- (9) 宅地は5年、建物は3年、動産は半年を越える期間にわたって、貸す契約をすること

2 上記1以外で、家庭裁判所の審判により定められた行為についての**同意権、取消権**を行使します。

3 申立ての範囲内で家庭裁判所が定める**特定の法律行為の代理権**を行使します。**ただし、本人の同意**があるものに限りません。

4 上記1、2、3の結果、本人の財産に変動があれば、その明細を明らかにしておかなければなりません。

### 本人の財産管理に関する代理権を付与された場合

1 保佐人選任の審判があった後、**1か月以内**に本人の財産を調査し、**財産目録等**を作成して、家庭裁判所に提出してください。

2 **本人の財産は、あくまで本人のものであり、保佐人や第三者のために使用したり、貸し付けたりはできません。**また、本人名義の財産を保佐人個人の名義にすることはできません。

3 本人の財産に損害を与えないような**安全な方法で管理してください。**

4 **本人の財産から支出できるものは、基本的には、本人の生活・療養看護に関する費用です。**

- 5 本人の収入，支出について，**金銭出納帳を付け，領収書等の資料を保管**しなければなりません。また，一定期間ごとに収支のバランスがとれているか点検します。
- 6 保佐人が本人を代理して本人の居住用の不動産について，売却，賃貸，賃貸借の解除，抵当権の設定などの処分をする場合には，家庭裁判所に「**居住用不動産処分許可**」の申立てをする必要があります。
- 7 保佐人と本人がお互いに遺産分割や貸借等の当事者になるとときには，家庭裁判所に「**臨時保佐人選任**」の申立てをする必要があります。

### **保佐人の任務の終了**

保佐人の任務は，辞任，解任，保佐開始審判の取消，本人の死亡などにより終了します。本人が死亡した時には，家庭裁判所に**電話でご連絡ください**。

### **保佐人の報酬付与**

保佐人への報酬は，「**報酬付与**」の申立てに対して家庭裁判所の審判があつてはじめて認められることとなりますので，本人の財産から勝手に差し引くことは許されません。

### **家庭裁判所の保佐監督**

家庭裁判所は，本人の利益を守るために，保佐の事務を監督します。

そのため，定期的に，あるいは随時，保佐の事務に関し**報告を求めたり，調査をしたり**しますので，日ごろからそれに備えておくことが必要になります。

### **保佐人の責任**

保佐人としてふさわしくないときは，辞めていただくことがあります。

なお，**注意義務に違反し，損害が発生した場合は損害の賠償を求められたり，不正な行為があった場合には刑事罰を受けることがあります**。

以 上